

黒部市立村椿小学校いじめ防止基本方針

- 「教育計画書に記載したことを全教職員で共通実践することが一番の危機管理である」というメッセージを心に抱き、学校運営のガイドラインとなる教育計画書に「いじめ防止基本方針」を掲載して取り組む。
- 黒部市教育委員会、黒部市教育センター、及び学校、家庭、地域住民、関係機関、種々のカウンセラーやソーシャルワーカー等が行動連携し、「いじめ見逃し^{ゼロ}0」を目指して取り組む。
- いじめに係る情報が寄せられたときは、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに村椿小学校いじめ対策委員会に報告し、組織的に対応する。
- いじめが発生した場合は、「学校事故発生時の指針」「いじめの防止等のための基本的な方針」「重大事態発生時のガイドライン」等を基に、迅速・誠実に対応する。

令和5年4月
黒部市立村椿小学校

目 次

1	いじめの定義	1
2	いじめの認知件数とは	1
3	村椿小学校いじめ防止基本方針について	3
4	本校のいじめ問題に係る取組の概要	4
5	学校事故発生時の対応について	6
6	いじめ問題の <u>未然防止</u> 及び <u>対応</u> について	7
7	黒部市教育委員会との連携	17
8	黒部市教育センターとの連携	17
9	進学・進級の際の学校間・教師間の連携	19
10	重大事態発生の場合　－　学校　－	21
11	ネットトラブルの未然防止に向けて	28
12	参考	31
13	附則	35

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係(注1)のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「一定の人間関係のある」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

定義の改訂 なぜ？

従来の定義・社会通念	現在の定義
行為の継続性 反復性 → 省く	<ul style="list-style-type: none"> ・一回限りの行為でも深刻な被害感を与えたり、トラウマとなったりするケースがある。 ・一連の反復される行為のうち一つだけが、認知できるケースがある。等
加害側の意図 故意性 → 攻撃を行為とする	<p>「悪が悪をつくる」という固定観念の転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○悪の心（規範意識・道徳性の低下） ○善の心（チームを強くしたいという願いが一人の子供を追い込む場合がある） ○無自覚の心（同和地区等への差別、偏見等）
力関係の優位劣位性 → 省く	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット上の誹謗中傷等には、力の強弱は関係ない。
被害の深刻さ → 省く	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微と捉えがちな行為が積み重なって重大事態に至ることがある。
身体的・心理的 → 心理的・物理的	<ul style="list-style-type: none"> ・心理を重視するために、入れ替える。 ・身体的な痛みばかりでなく、物損・金銭等も含ませる。

2 いじめの認知件数とは

- ・いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上（そじょう）に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」である。
 - ・深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした（と「認知」した）数字ではない。
 - ・つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告等ではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告である。
- ◎重大事態の件数の増加は問題でも、「認知件数」の増加は必ずしも問題とは限らない。

軽微な「からかい等の言動」を共有することがいじめの早期発見に！

村椿小学校いじめ対策委員会



いじめ問題の解決

- 救済(トラブルの解消や謝罪)
- 解消(心の傷を癒し、関係を修復する)
- ・3か月間行為なし+その時点での感情

岩手・中2死亡事故いじめ検証項目

- ① 体育の時間に肩を押された
- ② 給食の準備中、教科書を投げられた
- ③ 走り幅跳びの真似をやれと言われた
- ④ 机に頭を押さえられた
- ⑤ ゲーム「太鼓の達人」の真似をさせられた
- ⑥ 自習時間に消しゴムをぶつけられた
- ⑦ 朝会時に列に入れないようにされた
- ⑧ 清掃時にほうきをぶつけられた
- ⑨ 階段でスポンを下げられそうになった
- ⑩ 宿泊研修で枕でたたき合い、けんかになった
- ⑪ けんかなど日常的にトラブルがあった
- ⑫ バスケ部で強いパス等を出す嫌がらせ
- ⑬ 「後ろの生徒がうるさい」など周囲への不満

こうしたことの積み重ねで死を選ぶ子供がいるという事実を直視しなければならない。

組織として

- ★いじめかどうか判断するのは、「村椿小学校学校いじめ対策委員会」
- ★一人一人の教員が見たり、知り得たりした行為を「村椿小学校学校いじめ対策委員会」に報告する。



- ★1つ1つの言動が軽微なからかい等と判断されても、たくさんの行為等が集まると、「A君はいじめに遭っている」と判断できる。
- ★「こんな些細なことも報告しなければならないのですか」と質問があったら「はい」と答える。

一人一人の教職員に対する留意事項

- 教職員がその場で「大丈夫」とか「よくあること」とか「それぐらいのこと…」と即断しない。教師が認めたことになる！

その場で注意を与えるだけでなく、見守りとフォローアップが大切。また本人が「大丈夫」と言っている場合も同様の対応をする。

- いじめの疑い、引っかかる感覚を大切にする。
- わずかな兆候や児童生徒からの訴えをうやむやにしない。
- 被害を「過小評価せず」、大げさに捉えておく。
- 支援・指導のスタートラインは「疑わしきもの」への「気付き」から
 - ・いじめかどうか判断するよりも、いじめと疑われるもの（事実が未確定の段階のもの）すべてに対応する。
 - ・事実を確定→対応ではなく、対応→事実を確定というパターンへ変化させる。
 - ・児童や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向かうことを後回しにしない。
 - ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童をしっかり守る。

3 村椿小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

黒部市立村椿小学校は、学校や家庭、地域が連携し、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な考え方」、「学校事故発生時の指針」、「重大事態発生時のガイドライン」、「黒部市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見・対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「村椿小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本的な考え方

いじめの本質は「人間虐待」である。
だからいじめは許されない。
被害者の傷は深く、人間性まで破壊していく行為である。
この認識がなければ、いじめに対する対応の甘さが残り、結果として心の底からの反省がなく、根本解決が困難になる。
いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ない。
人間は本来、人を思いやる優しい心を持っている。
その優しい心を表す勇気をもたせよう。

児童の出すサインを確実に受け止めるために、日頃から教職員と児童、児童相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることに努める。

- 校内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 教職員間の「温度差」を小さくする。(教職員同士の意見交換をし、「認識を共有」することで、「行動の一元化」へ。)
- 人権感覚を高める。
- 温かい人間関係を築く。
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める。
- 早期に発見し、的確な指導を行う。

そのために

- 1 いじめはどの児童も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって指導に当たり、いじめに該当するか否かを判断する。
- 3 「いじめ発見のポイント」に基づいて、児童を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- 5 「この先生は私たち(児童・保護者)の話聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくること等、相談体制の充実に努める。

4 本校のいじめ問題に係る取組の概要

令和5年度 いじめ見逃し〇を目指すための視点・達成目標・評価

☆☆☆ 学校いじめ防止基本方針に基づいて実施・評価する ☆☆☆

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、毎学期、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

〇「いじめ見逃し〇を目指す視点シート」

視 点	達成目標（具体的に記載）	評価
いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権意識チェック表」を活用したセルフチェックを学期に1回実施し、教職員の人権意識の維持、高揚を図る。 ・互いが認め合い、関わり合う授業づくりを推進し、教師の授業改善と指導力の向上に努める。（児童の「分かった」を増やし、自信を高める。） ・児童中心のあいさつボランティア活動を実施し、人間関係づくりを進める。 ・学校と家庭が連携した「あったか言葉」「あったかアクション」の推進を図る。 ・児童が気付いたことを、すぐに教師に伝えることができるような人間関係づくりに努める。 	
早期発見・事案対処のマニュアルの実行	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針について職員で確認し、いじめの定義やその正確な認知、未然防止に向けた指導の在り方や重大事態発生への対応等について共通理解を図る。 ・学期末に生徒指導委員会で見直しを行い、必要に応じて改善を図る。 	
定期的・必要に応じたアンケートの実施（月1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童用学校生活アンケートを毎月実施する。 ・学校の教育活動に関する保護者アンケートを実施する。（年2回：記名式・記述式） 	

個人面談・保護者面談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、アンケートを基に学期に1回の全員面接を行う。 ・生活アンケートや保護者アンケートの結果によっては、SCやSSWとの面談を実施したり連携して取り組んだりする。(相談体制の充実を図る。) 	
校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員がいじめについて認識を共有し(「温度差」を小さくし)、行動の一元化を図るための意見交換の場を設定する。 ・i-checkの分析やその生かし方の研修を行い、自校の結果を学級経営や生徒指導に生かす。 	
日常の児童生徒理解の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日の終礼後に児童の情報交換を行う。 ・一人一人の名前を「さん」を付けて呼び、顔を見て朝の健康観察を行う。 ・日頃から児童とのよりよい人間関係づくりに努め、児童に関わる情報収集と児童理解に努める。 ・その学級に関わる他の職員やスタディ・メイト等と授業後に情報交換を行う。複数の目で児童を観察し、わずかな兆候や声にならない訴えにも気付くように努める。(兆候もいじめとして対応) ・児童の実態に応じ、ネットトラブルに関する指導を継続して行うとともに、保護者への啓発活動にも努める。 ・月1回の特別支援等情報交換会を実施する。(特別支援コーディネーター、特別支援級担任、生徒指導主事、養護教諭、スタディ・メイト等) 	
発生時の迅速な対応と情報の共有や組織的な対応(事故発生時の指針を原則とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、児童からの「いじめ」に関する訴えが出たら、生徒指導主事が迅速に情報を整理し、村椿小学校いじめ対策委員会を開き、対策や今後の方針を決める。 ・重大事態が発生した場合もしくは可能性のある場合は、直ちに教育委員会に報告・相談して解決に当たる。 	

5 学校事故発生時の対応について

1 迅速に動く

- (1) その日のうちに謝罪・報告（校長、教頭、生徒指導主事）
 - ① 発覚した時点で第一報を入れ、心理的事実について謝罪をする。
 - ② 時間をおかずに関係教員を集め、事実を確認する。
必要に応じて児童にも面談し、事実確認を行う。
 - ③ 事実確認後、訪問し、概要説明と正式謝罪を行う。
 - ④ 今後の方針を伝える。その後、経過報告を逐一行う。

事実のずれは、休日であっても対応し、正す。

2 組織を生かす

- (1) 担当者の報告を受け、必ず、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年教員等で対応策を協議する。
- (2) 保護者面談や家庭訪問は、できるだけ二人で行う。
- (3) 必要に応じてSCやSSWを活用する。

3 教頭を前面に - 校長は学校の最終判断まで表に出ない -

- (1) 総括として保護者へ説明する段階で、初めて校長が保護者の前に出る。
- (2) 教頭は指示待ちにならず、自分の考えをしっかりと校長に伝える。

4 正確な記録と分析 - 可能な限り逐語で記録し、分析する -

言葉の解釈は一人一人違うので、要約したものでは判断を間違えることがある。
言葉の中にある相手の真意を読み取り、対応を考える。

3 教育委員会との連携

- (1) 毎日、状況報告する。記録を累積しておく。
- (2) 何を聞かれてもすぐに答えられるように、関係書類(情報)を整理しておく。

対応時期の目安

学校の設置者等に速やかに報告	<ol style="list-style-type: none"> ① 事故の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等の重篤な事故 ② いじめに係る重大事態 <ul style="list-style-type: none"> ・生命、金品、身体、精神に係る場合は、認知した時 ・不登校の場合は、欠席30日（目安）に到達する前 ※保護者から申し出があった場合は、その時点で。
事故の発生（第1報）を可能な限り早く保護者に連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の概況、けがの程度等、最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。
原則として3日以内を目途に、聞き取りを完了	<ul style="list-style-type: none"> ・校長・教頭等が関係する全ての教職員を集め、聞き取りを実施する。 ・必要に応じて、事故現場に居合わせた児童等への聞き取りを実施する。
1週間以内に保護者に説明	<ul style="list-style-type: none"> ・発生事実の概要、対応経過、今後の取組・方向性等を整理して説明する。
記録の整理(日ごとに)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を時系列にまとめる。 ・事実と推察は区分し、情報源を明記するなどして整理する。

6 いじめ問題の未然防止及び対応について

(1) 方針

① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであるという基本的認識に立って、指導にあたる。

○いじめめる児童に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させるとともに、いじめめる背景等に対して適切な指導を行う。

○いじめられる児童を徹底して守り通す。

○「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、家庭・地域との連携を推進する。

② いじめの問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、この問題の解決にあたる。

○職員会議、校内研修会等でいじめの問題について「認識の共有」をし、「行動の一元化」を図る。(いじめの捉え方の共通理解を図り、教職員間の「温度差」を小さくする。)

○いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を必ず報告し、学校の組織的な対応につなげなる。(いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反する。)

○報告・連絡・相談・確認が円滑に行える指導体制をつくる。

③ 教職員の言動や態度が児童に大きな影響力をもつことを認識する。

○教職員自身が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。

○「いじめを絶対に許さない」ことを児童に浸透させ、いじめを行う児童には毅然とした粘り強い対応を行う。

○いじめられている児童を温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。

○教職員と児童及び保護者のSNSによる通信は、禁止する。

④ いじめが生まれる背景を理解し、指導には細心の注意を払う。

○発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめ

○海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童等の外国や異文化に関わる児童へのいじめ

○性同一性障害や性的指向、性自認に係る(LGBT)児童に対するいじめ
じめ

差別や偏見を解消すべき、いじめが生まれる様々な背景について理解を深める。

教職員は「あっちへ行け、こっちに来るな」「あほ」「死ね」「汚い」という言葉に敏感になり、言動を止めさせる指導と、コミュニケーション能力の育成を図る指導を併せて行う。（「死ね」と言葉を発する児童は、自分の感情や気持ちをうまく言葉にできずに、会話をシャットアウトしようとするときに用いる場合が多いと言われている。）

⑤ いじめ問題は隠さず、その解決に向けて、学校・黒部市教育委員会と家庭・地域社会が連携してあたる。

- 学校と黒部市教育委員会の間で報告・連絡・相談・確認を円滑に行う。
- 学校は、いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- いじめの問題解決のため、必要に応じて警察等の地域の関係機関との連携を図る。（黒部市教育委員会と相談の上）

⑥ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。

- 解消とは、行為が3か月以上止んでいることと、その時点において児童及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等によって確認されたときとし、継続的にきめ細かに観察・指導をする。
- 教師の児童理解力を高めるとともに、学校の教育相談機能を充実する。
- 定期的にいじめの状況を把握する調査等に取り組む。

⑦ 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題の解決を図る。

- 入学時、各年度の開始時に、児童、保護者、関係機関等に学校のいじめ基本方針を説明する。
- いじめ問題に関して、家庭訪問や学校通信等を通じて、家庭との連携を図る。
- いじめ問題の解決に向けて、学校のみでの解決に固執することなく家庭との連携を密にする。

(2) 学校の指導体制

いじめ見逃し〇を目指すために、実効性ある体制を確立する。

- ① 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。
- ② 密接な情報交換（報告・連絡・相談・確認）により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。

1 報・連・相・(確認)は、はやいほどよい — 悪い情報ほど はやく —

これが徹底していないのは最大の危機であり、無法地帯の学校です。

報告 概要を報告（簡潔に事実のみ）
※指示・命令に対して結果の報告をする

連絡 面談の実施や状況：解決してなくてもよい。
・途中経過で十分！
（カードはメモだよ）
※能率的に仕事を行うため

相談 関係者集合
※対応について考える。顔を合わせて知恵を出し合うことが大切です。
○指導の方針を立てましょう

対応 指導の方針に基づいて対応しましょう。個別面談・保護者対応等

確認 どんな対応をしたか。子どもはどうだったか

報・連・相シート		
()月()日()	報告者	宛先
いつ		
どこで		
だれが		
何を		
どのように		
なぜ		



「報告・連絡・相談・確認」は、保護者と学校、子どもと学校の信頼関係を保つために行うのものです。子どもが先生を信頼し、黙っていれば、授業をはじめとする教育活動も円滑に実施できるし、保護者の協力をたやすく得ることもできます。

□児童に「いじめとは下記のような行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・対応に力を注ぐ。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

□いじめに関する情報を共有し、問題の状況や指導方法等について共通理解を図る。

□定期的にいじめ等、児童の行動に関わる情報交換会等を実施する。

□いじめの兆候が見られた場合、村椿小学校いじめ対策委員会で迅速に組織的な対応を行う。

メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭、該当学年担任

□教育相談コーディネーターが核となって、児童や保護者が気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。

- いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報の取扱については十分留意する。（「対応時期の目安」を参照）
- スクールカウンセラー（SC）等を含めた関係諸機関との連携を密にするとともに学校における相談機能の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- 教職員が連携し、学校全体でいじめの早期対応に努める。
- 日頃から児童や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。
- いじめが発覚した場合の危機管理マニュアルを作成し、実践する。

（3）いじめの未然防止に向けた具体的な指導

- 児童の自己実現が図られるよう、日々「分かる・できる授業」の充実を図る。
- 児童の思いやりの心を育む道徳教育や特別活動の充実を図る。

サケの受精卵を飼育し、稚魚を学校周辺の川へ放流する活動を通して、生命の尊さ、郷土を愛する心を育てている。また、計画委員会の企画・運営により人権集会を開くことで思いやりの心を育てている。

- 教師や児童の人権教育の充実を図る。

「教育指導の重点」や「人権教育指導のために」を基に、年に3回、人権意識をチェックする。 ※「さん」付けで名前を呼ぶ。
人権週間（12月）を設け、教師及び児童の人権意識の高揚を図る。

- 開かれた学校づくりの推進の一つとして、児童が学校の出来事を家庭で話すことができるように、楽しい学校・学級づくりに励む。
- 人間関係力づくりを推進するために、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキル・トレーニングの計画的な実施に努める。（シェアリングの時間を大切にする）
- 人間関係を構築する力を育てるために、学び合いの活動や対話のある活動等を積極的に取り入れ、人間関係の醸成に役立てる。

- ・自分の考えを分かりやすく相手に伝える力を身に付け、豊かに表現できる児童を育てるために、「聞くこと・話すこと」を重点に置いた学習活動を充実させる。
- ・互いが認め合い、関わり合う授業づくりを推進し、教師の授業改善と授業力向上に努める。

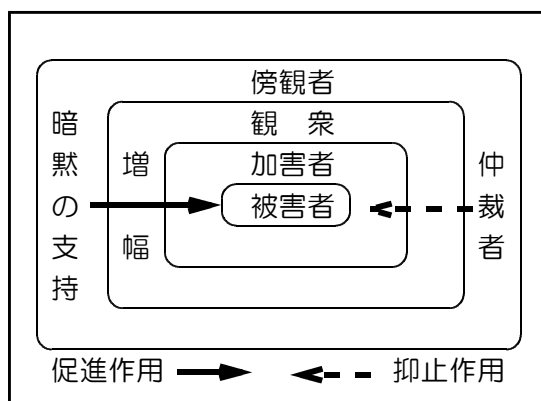
- いじめの四層構造についての指導を徹底する。

いじめの場面において学級集団は、加害者、被害者、観衆（いじめをはやしたてておもしろがって見ている者）、傍観者（見て見ぬふりをしている者）という四層構造をなす。

いじめの過程で重要な役割を果たすのが「観衆」と「傍観者」である。「観衆」

が増長したり「傍観者」が黙認したりすると、いじめは促進される。

しかし、両者が否定的な反応を示したり「仲裁者」として行動したりすれば、「加害者」はクラスから浮き上がり、結果的にいじめへの抑止力になる。「加害者」と「被害者」への指導だけでなく、「観衆」と「傍観者」への指導がとても重要である。



□ ネットトラブル防止について指導し、児童が事件に巻き込まれたりトラブルを起こしたりしないようにする。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為だということを理解させる。

- ① 保護者と教職員、児童がともにインターネットの安全な利用について学ぶために、1学期にネットトラブル防止教室を開催する。
- ② 教員が、インターネット上におけるトラブルやいじめ等について、黒部市教育委員会や富山県教育委員会等と連携して学ぶ。
- ③ スマホやゲーム依存にならない、トラブルに巻き込まれないなどのために、児童が主体的にルールを決める学習を取り入れる。(富山県ネットルールづくりのDVDを基に先進校の取組等から教員が学ぶ。)

□ 市立図書館とも連携し、学校貸出を積極的に活用して、児童の豊かな心の育成に努める。

- ・ 毎学期に、1か月ずつ市立図書館で借りた本を学級に配置し、児童に読ませるための環境づくりを行う。
- ・ 「本大好き集会」を行い、委員会の児童から本の紹介を行ったり、学校司書が選んだ本の読み聞かせを行ったりする。

□ 児童としっかりと向き合うために、次のことを共通実践する。

- ・ 教職員の人権意識セルフチェックを行う。
- ・ 分かる授業、互いに認め合い、関わり合う授業づくりに努める。
- ・ 学校評価等のアンケート結果を基に授業改善や対策を考え実践する。
- ・ 毎週木曜日に全学年の気になる児童の情報交換を行う。
- ・ 保護者、児童から「いじめ」に関する訴えが出たら、迅速に生徒指導主事が情報を整理し、村椿小学校いじめ対策委員会を開いて対策や今後の方針を協議する。

(4) いじめの早期発見・対応に向けた具体的な取組

- 日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- 定期的に児童及び保護者にいじめ調査を実施するとともに、個人面談を通して、児童の悩みや保護者の不安等を積極的に受け止める。

① いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、黒部市教育センターに報告する。黒部市教育センターで集約したものを基に校長研修会で共有し、他校の実践について学び合い、自校に還元する。

- 「いじめ見逃し0を目指す視点シート（視点・達成目標・評価）」を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は4・9・1月に、評価は7・12・3月に、黒部市教育センターに提出する。
- 定期的に無記名式のアンケートと面談を実施し、学級の状況を把握して学級運営に生かす。アンケート結果は、その日のうちに集計し、管理職に報告する。児童から「いじめの訴え」があった場合は、村椿小学校いじめ対策委員会でいじめか否かを判断する。その結果をいじめの実態把握調査票に記載し、毎月末までに、黒部市教育センターに提出する。

<アンケート調査の実施>

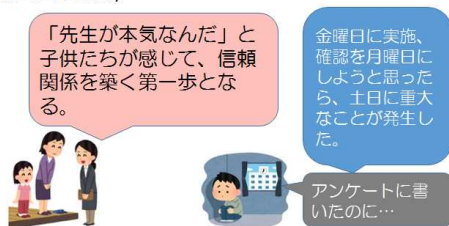
- ・月1回、生活アンケート調査を行う。
- ・年2回、記名・記述による保護者アンケートを実施する。

<面談の実施>

- ・学期に1回、生活アンケート終了後、全員対象の面談を実施する。特に、配慮を要する児童は、その日のうちに面談を実施する。

アンケートは何のためにするの？

○アンケート実施後、その日のうちに状況を確認する。(富山県いじめ防止基本方針)



面談は何のためにするの？

ー パイプを太くする ー

- ・「先生は私たちのことを心配してくれる。また相談したいな」と思わせる面談をする。
- ・きちんと全員対象とした面談を行うと「いつ、誰が、チクった」が分からなくなるので安心して情報提供ができる。
- ・安易に加害行為をしている子供は「誰かからバれるかもしれない」という抑止力効果になることも期待できる。

□県からの通知（生徒指導の推進）をしっかりと受け止め、校内の生徒指導体制のチェック（「いじめに関する手引き書」による）等を実践に行い、PDCAのサイクルで「いじめ見逃し0」を目指して取り組む。

② 「いじめ見逃し^{ゼロ}0」を目指すための研修の充実

- 生徒指導主事等研修会やいじめの問題に係る教頭対象の研修会等の成果を、校内研修会で還元する。
- 「いじめ見逃し0宣言ーいじめ問題に係る手引き書ー」や喫緊の課題（ネットトラブル等）に関する資料を基に研修する。
- 「改訂版 いじめ対応ハンドブック」を活用した校内研修会を開催し、いじ

め問題の未然防止、いじめの正確な認知、対応等について学ぶ。

・ i-check等の各種調査を活用して分析し、学級内の人間関係の状況や一人一人の心理状態を把握する研修会を行い、学級経営に生かす。

③ ネットトラブルの早期発見・早期対応

- 黒部市教育センターから「爆サイの掲示板」等の書き込みについて連絡があった場合は、迅速に対応する。
- ネットパトロール検索システムで危険な書き込みとして連絡があった場合は、適切な対処を行う。(連絡：東部教育事務所→黒部市教育委員会→該当校)

④ 相談体制の充実

- 教育相談コーディネーターが管理職や生徒指導主事、カウンセリング指導員、SC、SSWと連携し、相談体制の確立・充実に努める。
- 気軽に相談できる体制づくりに努めるために、相談ポストを設置したり学校だより等で知らせたりする。
- 年4回(4・9・1・3月)、黒部市教育センター発行の相談案内のプリントを保護者に配布する。(資料4)
- いじめ対策カウンセラーやいじめ対策ソーシャルワーカー、SC・SSWには、学校の対応や面談で知り得た情報を基にした相談を積極的に行い、アセスメント(見立て)を行ってもらう。
- 日頃から、24時間子供SOSダイヤルやにこにこ相談等の相談機関の紹介も積極的に行う。
- 「SOSの出し方に関する教育」を実施する。

(5) いじめが発覚したときの対応

① 学校及び学校の教職員

基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、他の業務に優先して、適切かつ迅速に対応する責務がある。

② いじめられている児童に対して

- 自ら訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- いじめられている内容やつらい思い等を親身になって聞くことにより、安心感をもたせる。
- 本人の活躍を認め励ますことによって、自信や存在感をもたせる。

③ いじめている児童に対して

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- いじめられている児童の気持ちに着目させ、いじめることが相手をどれだけ傷付け、苦しめているかに気付かせる。
- いじめてしまう気持ちを聞いて、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。

その際、積極的にS Cを活用する。

□当番活動や係活動等、具体的な場でのよい行いを積極的に見付けて認める。

④ 学級の児童に対して

□見て見ぬふりをするのは、いじめの助長になることに気付かせる。

□いじめを発見したら、教師や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。

□友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。

□一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに安心して生活できるようにする。

⑤ 保護者との面談 ー連携強化を図るためにー

□保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、信頼関係を深める。

□事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。

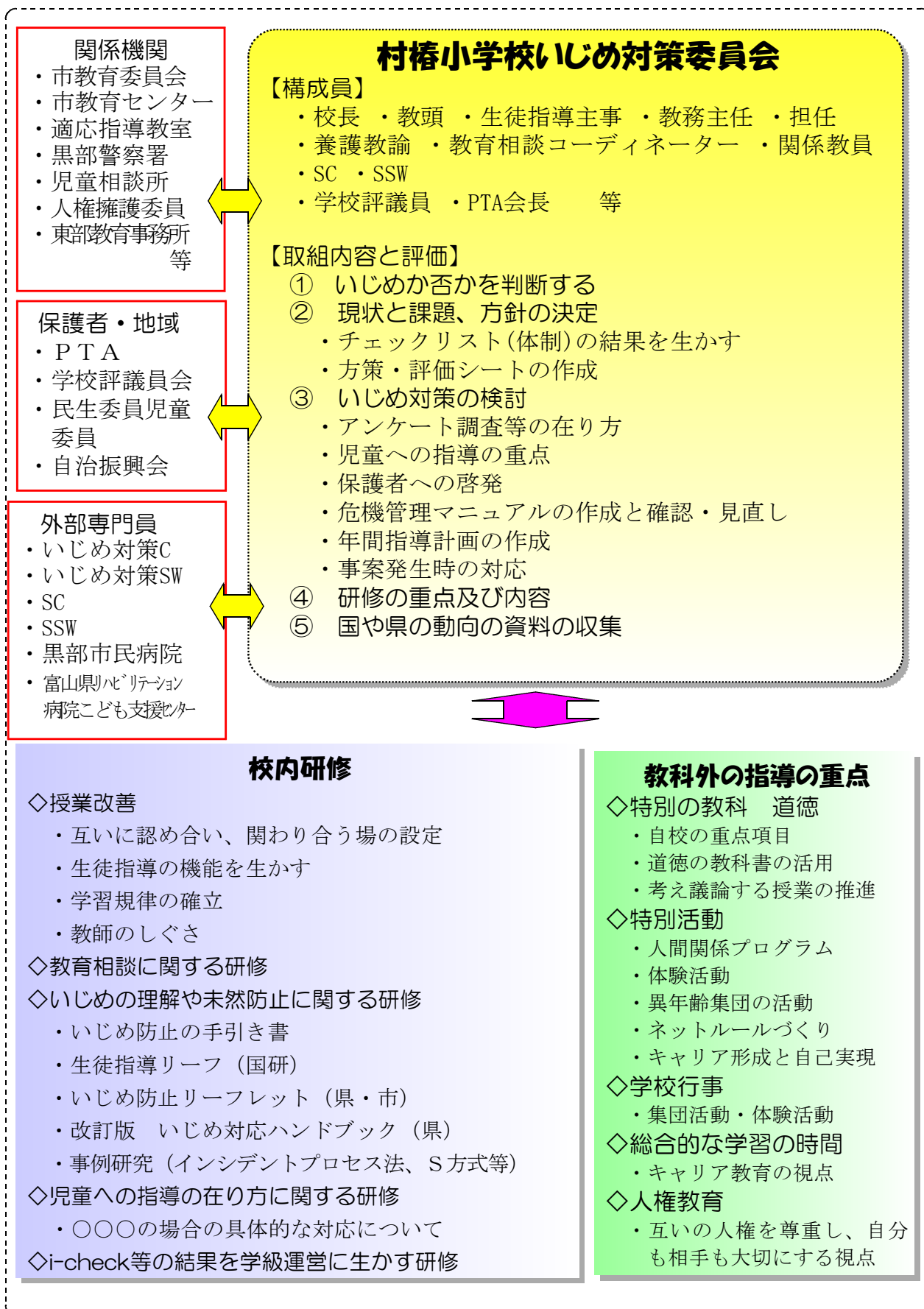
□いじめの問題を、児童と保護者との関係を見直す機会とするよう助言する。

□相談機関等について、積極的に情報提供を行う。

□状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう働きかけを行う。

□保護者対応等について研修し、実践に役立てる。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
【法22条】



学校におけるいじめ防止等の対策のための役割分担

職	役割	具体的な内容
校 長	責 任 者	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針の策定指針 ○重大事態の対応時の全体総括 <ul style="list-style-type: none"> ・状況把握と判断 ・方針の決定 ・役割分担の決定 ○解決の確認判断
教 頭	責任者補佐	<ul style="list-style-type: none"> ○校長の補佐 ○教育委員会や関係機関等への報告・連絡 ○教育相談コーディネーター
生徒指導主事	情報収集と集約・報告	<ul style="list-style-type: none"> ○指導体制の点検と見直し ○情報収集、整理、報告 ○担任等との相談、助言 ○教職員の共通理解の推進 ○生徒指導委員会の開催（小委員会※随時） ○アンケートの実施 ○個別面談や相談の受け入れ、集約 ○いじめ等の問題行動への対応
教務主任		<ul style="list-style-type: none"> ○授業改善の推進（認め合い、関わり合い） ○学習規律の徹底
教育相談 コーディネーター	面談等の集約	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の研修 ○教育相談の受け入れ、集約
養護教諭		<ul style="list-style-type: none"> ○児童の心への寄り添い ○児童の健康管理
担 任	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集、生徒指導主事への報告
関係教員		<ul style="list-style-type: none"> ○担任と協力しての情報収集
S C ・ S S W等	アセスメント等の助言	<ul style="list-style-type: none"> ○事実把握、アセスメント等

7 黒部市教育委員会との連携

いじめ問題の解決に向けて、黒部市教育委員会への報告・相談を確実に行う。

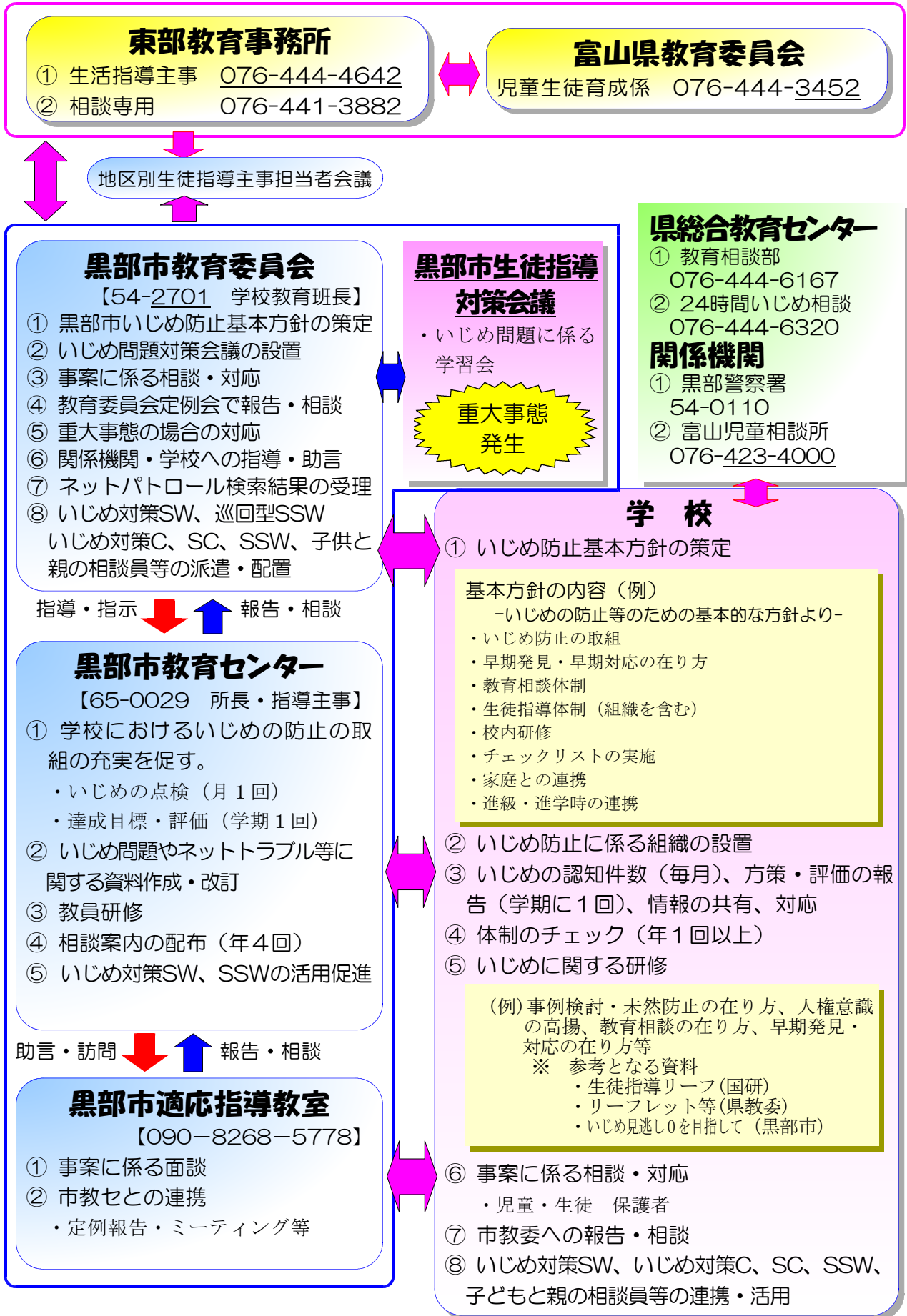
- ① いじめが発覚した場合は、事故略報により学校教育班長に報告し、対応の方針等について相談する。
- ② 生徒指導上の諸問題の調査及びいじめに関する定例報告について教育委員会から問い合わせがあった場合は、的確に回答できるようにしておく。
- ③ 緊急時の場合は、いじめ対策SW、巡回型SSW、いじめ対策C、要請支援C等の要請をする。

8 黒部市教育センターとの連携

いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、市教セに報告する。

- ① いじめ見逃し0を目指す視点シート（「視点・達成目標・評価」）を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は4・9・1月に、評価は7・12・3月に、黒部市教育センターに提出する。
- ② アンケート調査等の結果を基に、毎月末までに黒部市教育センターに提出する。
 - ア 児童が記載した実数
 - イ 村椿小学校いじめ対策委員会でいじめと認知した数及び態様・対処、解消の有無
 - ・いじめの被害者及び加害者をアルファベットで記載したシートは、メールで送信する。
 - ・氏名を記載したシートは、親展文書で送付する。

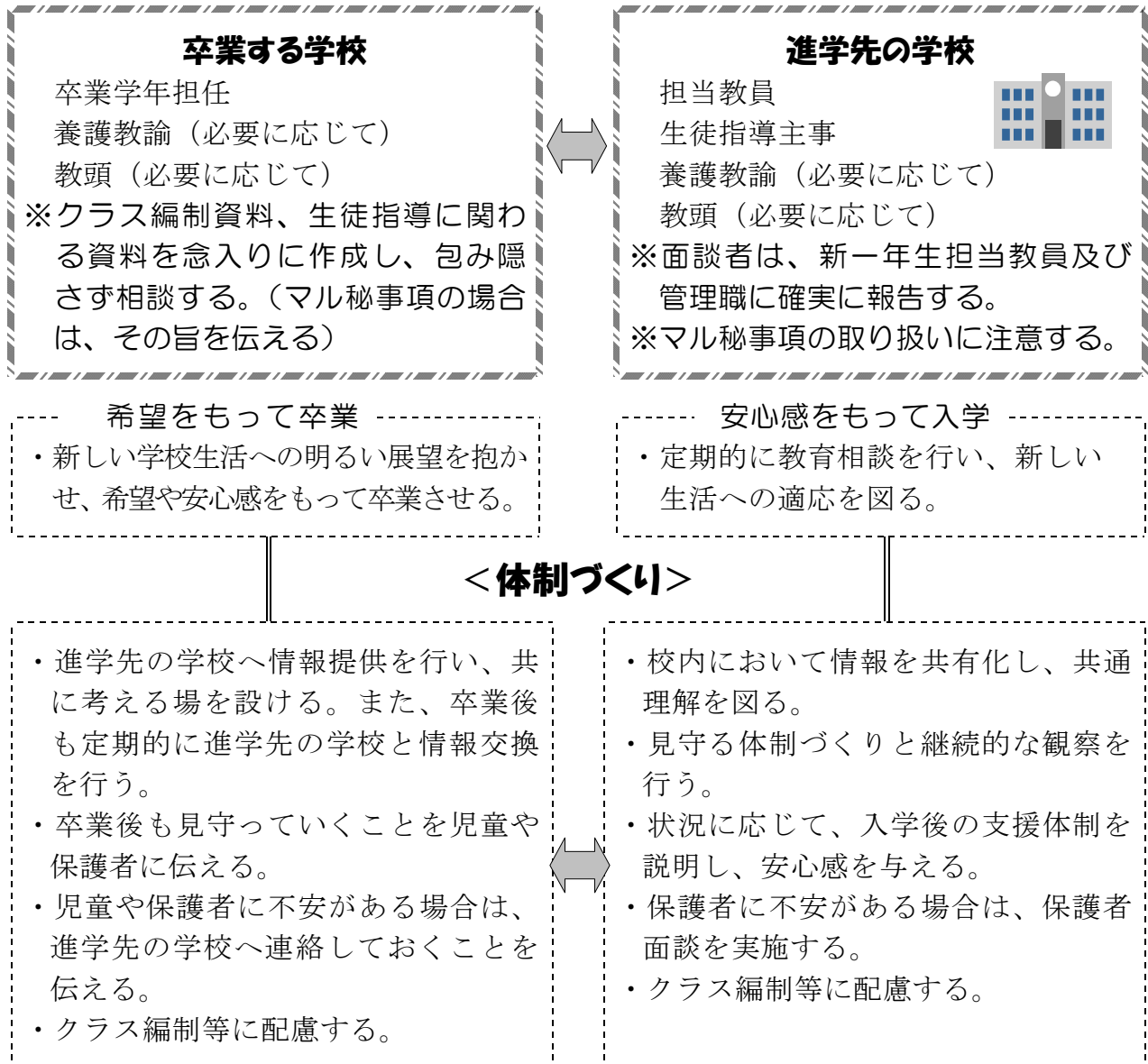
黒部市いじめ防止における取組



9 進学・進級の際の学校間・教師間の連携

(1) 進学の場合

中学校におけるいじめは、小学校時代からのいじめが継続していたり、小学校における人間関係のトラブルに起因する場合がある。卒業、進学にあたり卒業する学校と進学先の学校の関係者が、きめ細かな連携を図るとともに、それぞれの学校で校内体制を確立して、いじめ見逃し0を目指す。



また、以下の点に留意し、日頃から異校種間の連携を深め、入学時の心理的な負担を軽減し、進学先の学校で適応できるようにすることが大切である。

- 新しい環境での友達、先輩、教師との人間関係が、入学時の大きな不安になっている。発達段階に応じた「人間関係づくり」に視点を当てた連携を図る。
- 教師が把握している以上に、学习上や生活上の相違に不安を感じている。教科指導や生徒指導の連絡会を設けるなど、適切な情報交換に努める。
- 入学前の計画的な生徒間の交流活動や入学後の丁寧なオリエンテーションは、入学時の「不安」「戸惑い」を軽減する上で有効であり、より工夫された取組を行う。

(2) 進級の場合

- 4月当初の職員会議で、過去にいじめにあった児童、いじめた児童等の現状と留意事項等について共通理解を図る。
- 詳細については、前担任（異動でない場合は教頭、生徒指導主事や引き継ぎ者の教員）とこれまでの経緯、面談時の留意事項等について引き継ぎを行う。
- 管理職は、学校保管の面談資料ファイル等に目を通して、実態把握と留意事項について確認する。

10 重大事態発生の場合 — 学校 —

- ① 重大事態と判断した場合は、教育委員会に電話による第一報と「いじめに係る重大事態発生報告書」で報告する。
- ② 教育委員会が調査の主体（「学校いじめ対策組織」か「黒部市教育委員会及び黒部市生徒指導対策会議」）を決定し、事案に係る調査を行う。
- ③ 調査結果を「いじめ重大事態調査報告書」にて報告する。

（1）重大事態とは…

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 欠席の理由が「いじめが要因ではないか」と思われ、欠席日数が30日以上となった場合
- ⑥ 児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

具体的には…

☆生命心身財産重大事態

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① 児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

○リストカット等の自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震とうとなった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。（転学・退学するほど精神的苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当する）

☆不登校重大事態

欠席日数が年間30日であることを目安としている。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態に係る調査の指針(概要)

－詳細は、平成28年3月 不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省初等中等局）を参照－

○ 学校の対応

流れ	内容
<p>欠席開始</p> <p>※重大事態に該当すると「認める」とは、「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯定」するといった意味ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月3日の欠席で家庭訪問等を実施し、児童及び保護者面談から状況・理由等を聴取する。 ・学校は欠席30日になる前から<u>準備作業</u>に取りかかる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>準備作業の確認事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実施済みのアンケート調査 ② 関係児童からの聴取・確認 ③ 指導記録の記載内容の確認等 </div>
<p>市町村教委に相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該児童及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないか」と学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。 ・学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が30日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる児童及び保護者に説明できるよう準備をしておく。
<p>重大事態発生と判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、不登校重大事態と判断したときは、7日以内に黒部市教育委員会に報告する。(様式1) ・<u>生命心身財産重大事態と判断したときは、直ちに黒部市教育委員会に報告する。</u>

○市教育委員会の対応

<p>重大事態の報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長に報告する。(口頭ではなく書面が望ましい。) ・教育委員に説明する。 ・対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する。 ※教育委員会会議とは、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関等を想定している。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>会議での配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が多く含まれているので、会議を一部非公開にしたり、資料から個人情報を除いたりする。 </div>
<p>調査主体の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会が、調査主体を市町村教育委員会にするか学校にするかを決定する。 ・原則学校の調査組織で行う。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>市町村教育委員会が行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と保護者との関係が深刻化して関係修復が難しい場合 ・学校の負担が過大で、調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じる恐れのある場合 等 </div>

○調査の主体（市教育委員会または学校）の対応

<p>調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童生徒、保護者、教職員、関係する児童への聴取による調査をする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>聴取事項 ーいじめの行為についてー</p> <ul style="list-style-type: none"> ① いつ頃から、② 誰から、③ 態様は、 ④ 背景事情や人間関係は、⑤ 指導経緯は、等 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>留意事項(詳細は、不登校重大事態に係る調査の指針参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ○対象児童に対して 徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。 ○いじめを行った児童に対して 行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。 ② 対象児童からの聴取にこだわらない。 ③ 方法の工夫(オープンな質問等) ④ 聴取環境や時間帯への配慮 ⑤ 報告・記録の重要性 ⑥ 重大事態に関する教職員の意識啓発 ⑦ 資料の保管 </div>
<p>調査結果の 取りまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式2を参考に調査報告書を作成する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象児童への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。 </div>
<p>児童・保護者への 情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童とその保護者に情報提供する。 (提供の留意事項については、「いじめ防止等のための基本的な方針を参照のこと」) いじめをしていた児童とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。
<p>市町村長へ報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> 書面をもって報告する。 教育委員会会議で説明する。 再調査が必要な場合は、市町村長が指示する。
<p>支 援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。

(様式1)

年 月 日

〇〇市教育委員会
教 育 長 殿

〇〇市立〇〇学校
校 長 〇 〇 〇 〇 〇 印

いじめ重大事態発生報告書

重大事態の種類（該当するもの全てにチェックを入れる）

いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた。

（いじめの態様 生命 身体 精神 金品等 ※いずれかにチェックを）

いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

1 被害児童 について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童氏名	性別	
	生年月日・年齢	年 月 日生（歳）	
	住所		
	保護者氏名		
2 加害児童 について ※加害者が3 名以上いる 場合は、行 数を増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童氏名		
	生年月日・年齢	年 月 日生（歳）	年 月 日生（歳）
	住所		
	保護者氏名		
3 いじめの 行為の状況	・発生日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載。		
4 報告の時点 における対象 児童の状況	被害児童 （欠席の状況）		
	加害児童		
5 重大事態 に該当する と判断した 根拠			

(1) 報告時期等

- ・本書での報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行う。
- ・不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。（5に欠席日数を記入）

(2) その他

- ・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

いじめ重大事態調査報告（例）

〇〇市立〇〇学校

※以下の項目を参考に報告書を作成する。（罫線によって区分けしなくても構わない。）

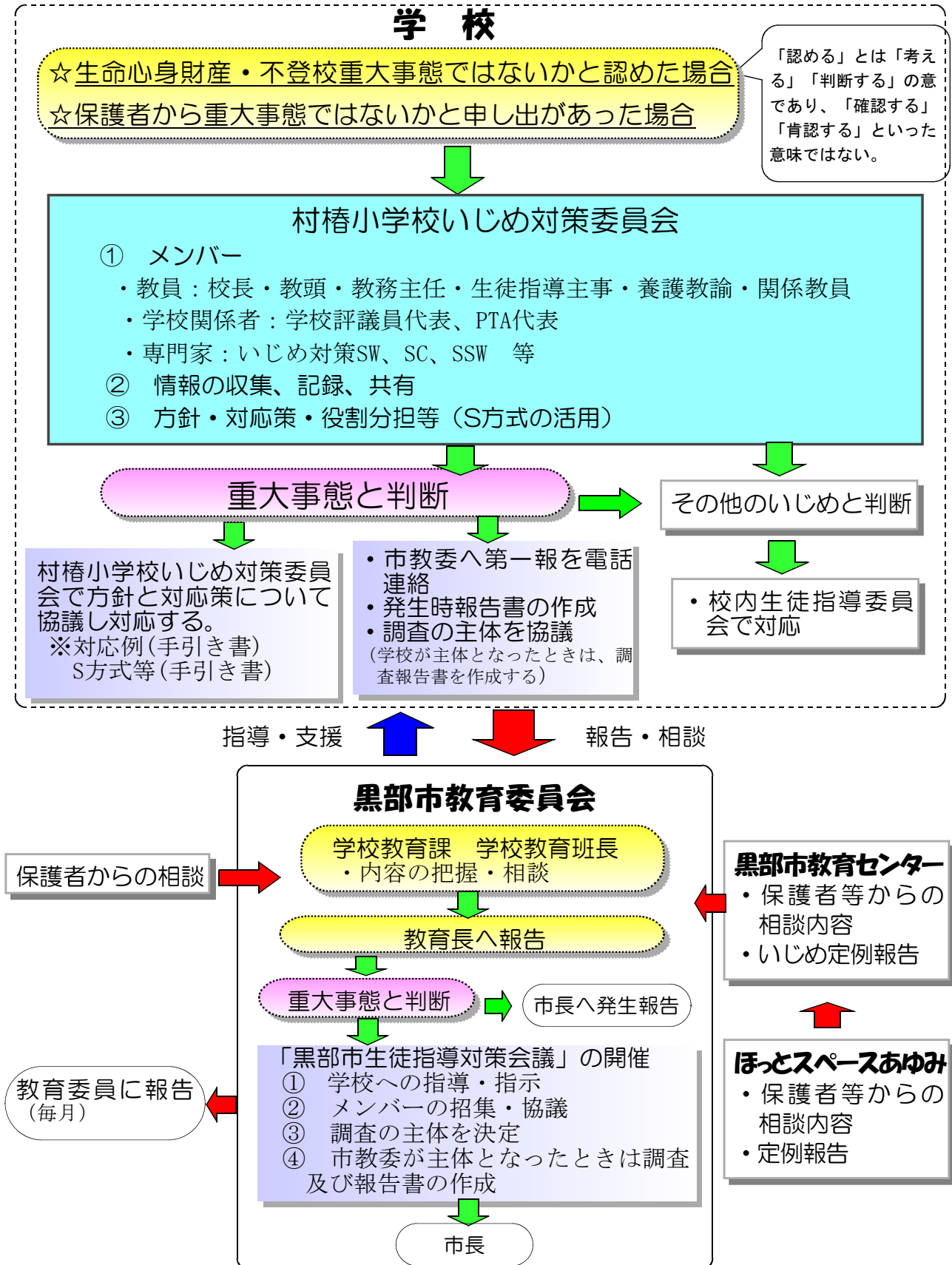
1 重大事態の対象となる行為の概要	・発生年月日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載 （発生報告書に記載した内容をもとに、調査対象の事態の内容が分かるように記載する）	
2 対象児童について	学校名	
	学年・学級	
	ふりがな 児童氏名	性別
	生年月日・年齢	年 月 日生(歳)
	住所	
	保護者氏名	
	その他 ※報告時の欠席の状況など	※不登校重大事態の場合は欠席期間や日数を記載
3 加害児童について ※加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名	
	学年・学級	
	ふりがな 児童氏名	
	生年月日・年齢	年 月 日生(歳)
	住所	
	保護者氏名	
4 調査の概要	調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	調査組織及び構成員	
	調査方法	
	外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性	

<p>5 調査内容</p> <p>※当該児童に多くの行為があった場合は、行数を増やす。</p>	<p>① 行為A について</p> <hr/> <p>② 行為B について</p> <hr/> <p>③ 行為C について</p> <hr/> <p>④ 行為D について</p>	<p>※対象児童・保護者、教職員、関係する児童・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。</p> <p>※学校の対応や指導についても時系列で記載。</p> <hr/> <p>⑤ その他 (家庭環境等)</p> <hr/> <p>⑥ 調査結果のまとめ(いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む)</p>
<p>6 今後の対象児童及び関係する児童への支援方策</p>		
<p>7 今後の当該学校におけるいじめ対策に関する校長(又は設置者)の所見</p>		

○ 報告

- 学校が調査した場合：学校→市町村教育委員会(写)→地方公共団体の長(本書)
- 市町村教育委員会が調査した場合：地方公共団体の長(本書)、学校へ写しを送付する。
- 市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

重大事態の発生時の対応図



次の場合が考えられるため、黒部市教育委員会との連絡・相談を密にして対処する。

- ① 学校が重大事態と判断し、黒部市教育委員会も重大事態と判断する場合
- ② 学校が重大事態と判断せず、黒部市教育委員会が重大事態と判断する場合

11 ネットトラブルの未然防止に向けて

(1) ネット上のいじめの未然防止に向けて

児童の規範意識の向上に努め、ネット上のマナー（ネチケット）を周知徹底することが問題解決の近道である。

- ① 自分や家族、友達の情報を書き込まない。
- ② 他人を誹謗中傷しない。
 - ・初めはいたずらやからかい半分で書いていたことがエスカレートし、知らない間に犯罪との境界線を踏み越えてしまうことがある。
 - ・内容によっては名誉棄損や侮辱罪といった犯罪になる。
 - ・警察が犯罪行為と判断した場合は、書き込み者を特定する。
 - ・相手を不幸にする。
- ③ 困ったときは、まず相談する。

規範意識の醸成に関する指導について

—「社会で許されない行為は、学校においても許されない」—

児童に規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要である。校内規律を維持することは、学校における教育活動の基礎となるとともに、学校が安心・安全な居場所となることで、児童に安心感を与え、暴力・器物損壊・いじめや不登校といった問題を未然防止することにつながる。

○規範意識の醸成を！ — 校内ルールの遵守と校内規律の維持を通して —

教育基本法第6条 —重視—

教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んじる

学校教育法第21条 —義務教育の目標—

規範意識をはぐくみ社会の発展に寄与する態度を養う

○環境が子供を育てる

物的環境、人的環境、どちらも重要である。整った学校、児童理解に満たされた教師集団の中で、児童たちは健全に育っていく。

物的環境

きまり等について意欲を喚起させる場合、古い掲示物、色あせた掲示物は不可。

人的環境

教師は児童の師範である。言葉や態度による影響は大きい。

(2) 一貫性のある指導がポイント ー学校と家庭が手を取り合ってー

〈学級経営と生徒指導が相互に補完し合う〉

- 学級担任が児童の学校生活のほとんどの場面に関わることから、児童理解の充実を図っていくことが生徒指導上の要点となる。また、学級担任が児童の心や実態を十分に把握していなければ、一人一人の児童の規範意識の内面化を実現していくことは困難であると思われる。一人一人の行動の実態を十分に把握し、規範意識の内面化を図る指導を行う。
- 学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級経営と生徒指導が相互補完し合い、学校全体としての生徒指導となっていることが重要。
- 児童の規範意識の醸成は、家庭におけるしつけが核となる。しかしながら、それを社会に生きる人間の生き方として深めていく役割を学校は担っている。生徒指導については、個々の学級で取り組むだけでなく、学年や学校全体として取り組む。また、1年生では、入学前の幼稚園や保育所との連携を、6年生では進学先の中学校との連携を図り、規範意識の醸成に努める。

(3) きまりの運用について

児童の内面的な自覚を促し、きまりを自分のものとして捉え、自主的に守らせようとする指導が重要。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則をさせることのみでの指導とならないように留意する。きまりを破った児童に対して、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童の内省を促し、自主的・自律的に行動できるようにするなど、教育的効果をもつものとなるよう配慮する。

(4) 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

① 教員研修について

現代社会では、児童が「ネット上のいじめ」や、いじめ以外のインターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が高まっている。このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応等の、情報モラル教育を行っていく。情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、低学年から発達段階に応じて扱っていく。黒部警察署の方等を講師として、研修会・講演会を行う。(対象：児童、保護者、教職員)

② 情報モラルの指導について

児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。その際、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは困難であることや、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に深刻な影響を与えることもあること、犯罪の対象となり得ること等を伝える。

(5) ネット上のいじめについて —誹謗・中傷—

① 特徴

スマホやパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の子供の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メッセージを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

○炎上しやすい

不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で広範囲に広がり、極めて深刻なものとなる。また、書き込む内容も「死ね」「殺す」等、相手への攻撃性が高くなる。

○加害者にも被害者にもなりやすい

インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなり得る。

○悪用されやすい

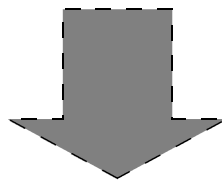
インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。

○回収が困難

インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

○実態の把握が難しい

保護者や教師等の身近な大人が、児童の携帯電話等の利用状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。



誹謗・中傷する書き込み行為について

○掲示板に他人を誹謗・中傷する内容を書き込む行為については、犯罪になることがある。

○警察が犯罪行為と判断した場合、書き込みした人を見付け、逮捕に至るケースもある。

○掲示板でのトラブルが殺人事件にまで発展してしまう危険性がある。

○誹謗・中傷はいじめであり、人を不幸にすることになる。

12 参考1

平成29年4月4日

黒部市小中学校長各位

黒部市教育委員会教育長

教員と児童生徒のSNSによる通信の禁止等について(通知)

平成28年度末に市内の学校で生徒Aと教員がLINEで生徒Bに関してトーク等をしていたことが発端となり、生徒B及びその保護者が心身の苦痛を感じるといった事案が発生しました。

各校におかれましては、下記の点を参考にされ、年度当初の職員会議や研修会で教員に適切な指導をお願いします。

記

1 電話をかけるとき

- 保護者等に連絡をする場合は、職員室の固定電話を使用する。
 - ・携帯電話や職員室外の場所での電話はしない。
 - ・固定電話を使うことで、周囲の教員や管理職の耳に内容が入り情報の共有ができる。
- 怪我等の発生時、保健室から病院等に連絡をとるのは可とする。
- 多数の電話を一度に使用する必要のある緊急事態等の発生の場合は、校長の指示に従う。

2 生徒・保護者と教師のLINEやメールはしない。

- ・ただし、不登校児童生徒及びその保護者との連絡をとったりメッセージを送ったりする場合は、校長の指示に従う。

3 生徒・保護者等となれ合い過ぎる関係にならない。

- ・生徒をかわいがるとは、学力・自己指導能力・規範意識・自己有用感・人間関係力を育ててやることであり、取り違いをしない。
- ・面談する際は、主任や教頭に言ってからする。
- ・原則一人で面談しない。
- ・間に机を置き、距離を保つ。
- ・真正面、真横の座席は避ける。
- ・言葉に気を付ける。(舌足らずの言葉で誤解を生じさせない、「～さん」等の使用)
- ・視線の向け方に気を付ける。
- ・なれ合いになり過ぎない。(教師と生徒の関係には、一線を引く)

4 保護者対応リーフレットを基に校内研修を行う。

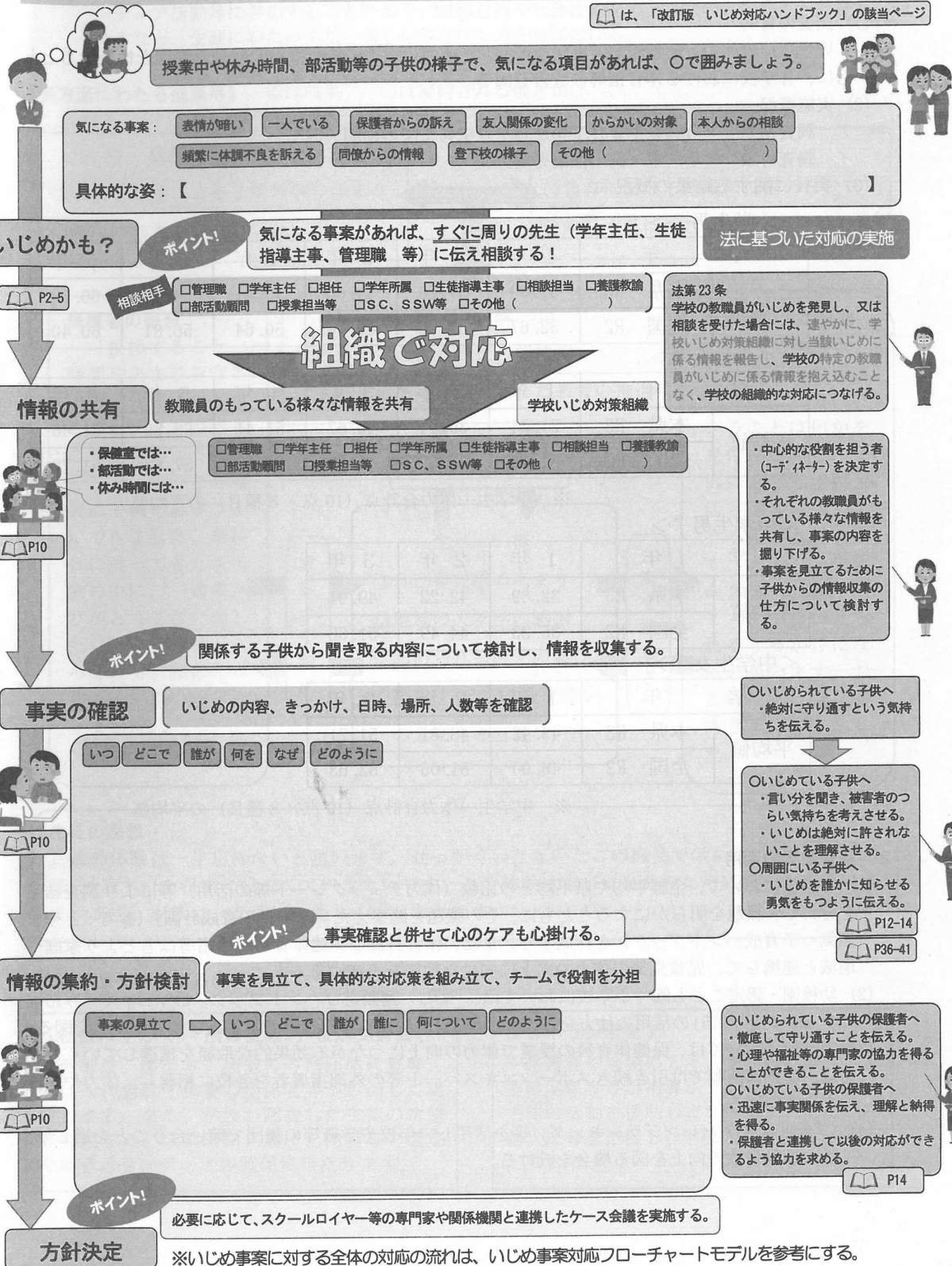
- ・「事例の教員の不適切な関わりにアンダーラインを引いて…」の演習問題について回答が必要な場合は、教育委員会にご連絡ください。

5 学校での指導等に役立つ通知・冊子の「いじめ関係の通知等」を基に、学校いじめの防止等のための基本的な方針を見直す。

「いじめ事案初期対応」実践フローチャート

富山県教育委員会

は、「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の該当ページ



学校での指導等に役立つ通知・冊子

学校に備え付けてあるかどうかチェックし、対応する際の拠り所としましょう

1 いじめ関係

- ・いじめ防止対策推進法【平成25年9月28日施行】
- ・東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について(通知)【文部科学省 平成28年12月16日】
- ・いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形式及び新年度に向けた取組について(通知)【文部科学省 平成28年3月18日】
- ・不登校重大事態に係る調査の指針【文部科学省 平成28年3月】
- ・いじめ防止等のための基本的な方針【文部科学大臣 平成29年3月14日 改訂版】
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【文部科学省 平成29年3月】
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)【文部科学省 平成30年3月26日】
- ・「改訂版 いじめ対応ハンドブック」【富山県教育委員会 令和2年度】
- ・「富山県いじめ防止基本方針」【富山県教育委員会 令和3年度改定】
- ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について【文部科学省 令和5年2月】

2 教育相談

- ・児童生徒の教育相談の充実について(通知)【文部科学省 平成29年2月3日】
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」(通知)【文部科学省 令和元年度】
- ・「不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について」【文部科学省 令和2年度】
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」【富山県教育委員会 令和3年度】

3 虐待・DV関係

- ・児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について(通知)【文部科学省 平成22年3月24日】
- ・一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)【文部科学省 平成27年7月31日】
- ・児童虐待防止対策に係わる学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について【文部科学省 平成31年2月28日】
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」【文部科学省 平成31年2月28日】
- ・『児童虐待防止対策の抜本的強化について』等を踏まえた対応について【文部科学省 平成31年3月19日】
- ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)【文部科学省 令和元年7月19日】
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き【文部科学省】
- ・学校現場における虐待防止に関する研修教材【文部科学省】
- ・児童虐待防止と学校(研修教材)【文部科学省】

- ・配偶者からの暴力の被害者の子どもたちの就学について(通知)【文部科学省 平成21年7月13日】
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【平成26年】
 - ・富山県子ども虐待防止ハンドブック【富山県厚生部 令和元年度】
 - ・教育関係者向け 保護者と児童・生徒のためのDV対応マニュアル【富山県 令和4年9月】
- 4 インターネット関係
- ・児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」増加に伴う広報・啓発について(周知依頼)【文部科学省 平成28年11月9日】
 - ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～ 指導の手引き【文部科学省】
- 5 体罰関係
- ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)【文部科学省 平成25年3月13日】
 - ・体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)【文部科学省 平成25年8月9日】
- 6 学校事故関係
- ・学校事故対応に関する指針【文部科学省 平成28年3月】
- 7 自殺関係
- ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防【文部科学省 平成21年3月】
 - ・子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き【文部科学省 平成22年3月】
 - ・子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針【文部科学省 平成26年7月】
 - ・子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引き)【文部科学省 平成26年度7月】
 - ・児童生徒の自殺予防に係わる取組について(通知)【文部科学省 令和3年6月】
- 8 富山県青少年健全育成条例【富山県】
- 9 生徒指導全般
- ・「生徒指導リーフ」シリーズ【国立教育政策研究所】
 - ・生徒指導支援資料【国立教育政策研究所】
 - ・初任者向け生徒指導資料【国立教育政策研究所】
 - ・生徒指導提要(改訂版)【文部科学省】
- 10 名水の里くろべ「こどもの権利宣言～こどもと大人の約束～」【令和4年11月5日 名水の里くろべこどもの権利宣言作成委員会】

13 附則

- 平成26年3月策定
- 平成30年5月改定
- 実情に即してきちんと機能しているかを年度当初点検し、必要に応じて見直しを図る。